

令和 7 年度ソーシャルメディア活用研修業務 企画提案競技実施要領

1 目的

令和 7 年度ソーシャルメディア活用研修業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和 7 年度ソーシャルメディア活用研修業務委託仕様書による。

3 契約上限額

1 9 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) この委託業務と同種・同規模以上の業務の実績を有する者。（県以外との契約含む）
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 公告 | 令和7年11月28日(金) |
| (2) 質問等の締切 | 令和7年12月4日(木) 午後5時 |
| (3) 企画提案書の提出締切 | 令和7年12月11日(木) 午後5時 |
| (4) 審査結果の通知 | 令和7年12月22日(月) まで |

8 企画提案競技の方法

(1) 企画提案書の提出

① 提出書類

下記アからオを1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

ア 提案申込書(別紙1)

イ 会社概要(別紙2)

ウ 企画提案書

エ 見積書及び見積明細書

(ア) 委託業務の積算内容が分かるように記載すること。

(イ) 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

オ 誓約書(別紙3)

② 企画書の提出方法

ア 提出場所 下記11を参照

イ 提出期限 令和7年12月11日(木) 午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても提出期限必着とする。)

③ 作成上の留意点

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 5部(正本1部、副本4部)を提出すること。副本は押印不要とする。なお、散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。また、パンフレット等の添付資料がある場合は、別綴りとする。

ウ 提出後における企画書の再提出、差替えは一切認めない。

(2) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、質問書(別紙4)を提出すること。

① 提出先

下記11を参照

② 提出期限

令和7年12月4日(木) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への提案申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(3) 審査項目

審査基準書により総合的に審査の上、評価を行う。

(4) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(5) 審査の通知

令和7年12月22日(月)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

③ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

④ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑤ ①から④に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(7) (6)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。

10 その他

(1) 委託事業の実施に伴い取得した物品、特許権及び著作権等は原則として県に帰属する。

(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 委託料の支払方法は、精算払とする。

(4) 提出された資料は、返却しない。

11 書類提出及び問合せ先

(1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(2) 担当 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室メディア戦略担当 河野 行き

(3) 連絡先 電話番号 0985-26-0237

ファックス番号 0985-27-3003

メールアドレス kawano-kotaro@pref.miyazaki.lg.jp